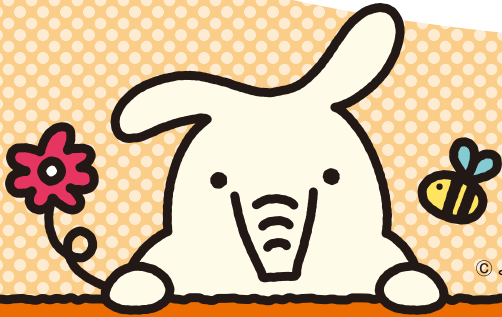


# JAで、年金お受取りの ご予約ができます!



© よりぞう

令和3年

4月1日(木)

令和4年

2月28日(月)

JAなら年金お受取りに向けたサポートが充実!!

## 年金の 請求時期をご案内

請求手続きが可能となる月の  
4ヶ月前にお知らせいたします。

## 年金請求時の 手続き方法をサポート

複雑なお手続きもJAが  
お手伝いさせていただきます。

## 年金に関する 相談サポート

専門家による無料相談会も行っております。  
詳しくは窓口まで  
お問い合わせください。

期間中、年金お受取りの  
ご予約をいただくと、抽選で

県内合計**2,000**名様に  
JAバンク福岡 オリジナル

**真空二重構造  
タンブラー  
プレゼント!!**



※写真はイメージです。  
実際の商品と異なる場合がございます。

第  
1  
期

抽選日: 令和3年 10月

当選本数: **1,000**本

令和3年 4月1日 ~ 令和3年 9月30日受付分

第  
2  
期

抽選日: 令和4年 3月

当選本数: **1,000**本

令和3年 10月1日 ~ 令和4年 2月28日受付分

年金は請求手続きをしないとお受取りになれません。

※55才以上で将来JAで年金をお受取りいただける方を対象とします。

※JAとお取り引きのない方でもお気軽にご相談ください。詳しくはJA窓口までおたずねください。

## 賞品

JAバンク福岡オリジナル  
真空二重構造  
タンブラー  
プレゼント

## 応募期間

令和3年  
4月1日(木)  
▼  
令和4年  
2月28日(月)

## 抽選

(第1期)令和3年10月  
(第2期)令和4年3月

※第1期抽選は、令和3年4月1日～令和3年9月30日受付分の「年金受取ご予約カード」にて抽選します。  
※第2期抽選は、令和3年10月1日～令和4年2月28日受付分の「年金受取ご予約カード」にて抽選します。

JAバンクで 年金のことなら  
**よかうも!**  
JAでの  
年金お受取り  
ご予約特典

## 応募資格

JAで年金のお受取りを  
ご予約いただいた方

※55才以上で将来JAで年金をお受取りいただける方を対象とします。  
※JAとお取引があり、口座残高が1,000円以上ある方とします。

## 当選発表

当選者の発表は、  
厳正なる抽選のうえ、  
当選ハガキの発送を  
もってかえさせて  
いただきます。

## 当選本数

県内合計  
**2,000**名様  
◎第1期…1,000本  
◎第2期…1,000本

## 応募方法

JA所定の「年金受取  
ご予約カード」に必要  
事項を記入し、年金の  
お受取りを指定される  
JAに提出してください。

## 賞品受渡し

(第1期)令和3年11月  
(第2期)令和4年4月  
※賞品の受渡しは当選ハガキと引換え  
時におこないますのでご予約のJAへ  
ご連絡下さい。



©よりぞう

## 年金の支給開始年齢

生年月日	←特別支給の老齢厚生年金→		
男性：昭和30年4月2日～32年4月1日 女性：昭和35年4月2日～37年4月1日	62歳▲	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和32年4月2日～34年4月1日 女性：昭和37年4月2日～39年4月1日		報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和34年4月2日～36年4月1日 女性：昭和39年4月2日～41年4月1日	63歳▲	報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
男性：昭和36年4月2日以降生まれ 女性：昭和41年4月2日以降生まれ		報酬比例部分	老齢厚生年金 老齢基礎年金
	▲60歳		▲65歳

公務員厚生年金の支給開始年齢は男女とも厚生年金の男性と同様になります。

次に該当する場合は、60歳以降報酬比例部分支給開始年齢に応じて、特別支給の老齢厚生年金の定額部分相当額が受給できます。  
◆厚生年金の被保険者期間が44年(528月)以上がある退職者。 ◆厚生年金の障害等級3級以上の障害状態である退職者。

## その他にもJAには便利なサービスがたくさん!!



アプリで手軽に残高チェック  
**JAバンクアプリ**

いつでも手軽に口座残高のチェックや  
明細の照会ができるアプリです。



日常使いに大変便利  
**JAカード**

JA独自の多彩な特典を備えた  
クレジットカードです。



PC・スマホがJAの窓口  
**JAネットバンク**

振込や税金・公共料金の支払い、定期貯金取引、  
ローン返済等のサービスが利用できます。

JAとお取引引きのない方でもお気軽にご相談ください。詳しくはJA窓口までおたずねください。